

岩手県告示第334号

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち県土整備部に係るものを次のように定め、平成21年4月1日から施行し、岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金のうち県土整備部に係るもの（平成18年岩手県告示第493号）は、平成21年3月31日限り、廃止する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

課 名	事業名
都市計画課	市街地再開発事業費補助及び優良再開発建築物整備促進事業費補助
下水環境課	下水道事業団運営費補助
建築住宅課	がけ地近接危険住宅移転事業費補助、地域優良分譲住宅供給事業費利子補給補助、災害復興住宅融資利子補給補助及び高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助
空港課	花巻空港周辺民家等防音対策事業費補助、花巻空港周辺民家等防音機能回復事業費補助及び花巻空港保安対策費補助